

4 消安第 2005 号
令和 4 年 7 月 13 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

d・*d*-T-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤(カーボジェッ
ト、ファームクリン)

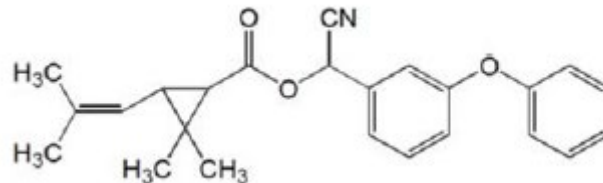


承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 *d*・*d*-*T*-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤（カーボジェット、ファームクリン）

(1) 主剤

d・*d*-*T*-シフェノトリン



d・*d*-*T*-シフェノトリンの構造式

(2) 対象動物

豚

(3) 効能・効果

豚舎内のゴキブリの駆除

(4) 用法・用量

ゴキブリが生息する豚舎において、本剤を 1 m^3 に対して $5\sim 6\text{ g}$ の割合で噴霧し、噴霧後2時間程度可能な限り密閉状態にする。

噴霧にあたっては専用ノズルを取り付けた後、ポンペのバルブを開くことで噴霧を開始し、適切な数のポンペの全量を噴霧する。ただし、定められた用量である $5\sim 6\text{ g/m}^3$ を厳守すること。

本剤はオールアウト（全頭搬出）後の空舎においてのみ使用し、使用後に新たな豚を入舎させる前には必ず豚舎を水洗すること。

なお、一棟の豚舎に複数の区画があり、エアダクトならびに糞尿ピット等で繋がっていることにより空気の流通がある場合は、これら全ての区画で全頭搬出されていることを確認した上で使用すること。

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）